

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは翌日)

## 目次

- ◇ 示 健康保険法による保険医療機関等の指定  
計量器定期検査の実施  
肥料の登録の更新  
木材業者及び製材業者の登録  
鳥獣保護区の存続期間の更新  
解除予定の保安林
- ◇ 選管規則 政党その他の団体の政党活動に関する規程の一部を改正する規則
- ◇ 選管告示 昭和三十年二月選挙管理委員会告示第十四号の一部改正  
昭和四十四年十二月選挙管理委員会告示第二十七号の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第二百二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療

機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
渡部 医院	境港市渡部一、二、三の三	内科、小児科	渡部 良造	昭和四十六年三月一日
千代 医院	西伯郡西伯町字落合二八一	内科、小児科、外科	千代庸一郎	昭和四十六年三月十三日
由島 齒科医院	米子市立町丁目二〇五	齒科	由島 萬吉	昭和四十六年三月一日
秋山 齒科医院	米子市道笑町二丁目	"	秋山富三郎	"
株式会社 乾薬局 吉方支店	鳥取市吉方二七〇	"	株式会社 乾薬局 乾 敏彦	昭和四十六年三月二日
株式会社 乾薬局	鳥取市御弓町五六	"	"	昭和四十六年三月一日
門脇 薬局	西伯郡大山町末長二八三の三	"	門脇 馨	昭和四十六年三月二日
浜田産婦人科医院	米子市東福原五八四の三	産科、婦人科、内科、外科	浜田 武宏	昭和四十六年三月一日

### 鳥取県告示第二百二十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、岩美郡及び気高郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百三十三条の規定により告示する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四月 十四日	午後三時から	岩美町	岩井消防詰所
十五日	午後三時から	岩美町	岩美町農業協同組合浦富支所
十六日	午前十時から 正午まで	所	小田支所
十九日	午後一時から 午後三時まで	所	本庄支所
二十日	午後三時から	網代公民館	
二十一日	午前十時から 正午まで	福部村	福部村農業協同組合
二十二日	午後一時から 午後三時まで	国府町	国府町農業協同組合中河原支所
二十三日	午後三時から	所	谷支所
二十四日	午後三時から	宮の下小学校	
二十五日	午後三時から	気高町	気高町役場宝木支所
二十六日	午後三時から	鹿野町	鹿野小学校
二十七日	午後三時から	気高町	山東農業協同組合本所
二十八日	午前十時から 正午まで	青谷町	青谷町農業協同組合日置支所
二十九日	午後一時から 午後三時まで	所	日置谷支所
三十日	午前十時から 正午まで	所	中郷小学校

五月 四日 午後一時から  
午後三時まで  
勝部森林組合  
午後三時まで  
青谷町役場

鳥取県告示第二百二十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所 および氏名
鳥取県 第二九七号	大栄水種二号 複合肥料	窒素 全量 七・八 アンモニア性窒素 六・二 りん酸 全量 五・二 可溶性りん酸 四・五 水溶性りん酸 三・七 加里 全量 一一・〇 水溶性加里 一〇・七	東伯郡大栄町由良宿 五六一 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂住 正

鳥取県告示第二百二十三号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第

三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者

登録番号

登録年月日

住

所

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

鳥木第 四二号	昭和四十六年 一月 八日	鳥取市行徳は一五八	宮 城 寿 治
〃 四三号	〃 二九日	〃 小西谷一五	竹 内 信 行
〃 四四号	〃 二月 五日	〃 富安八二ノ一	常 田 修
八木第一一一号	〃 四五年 八月二日	八頭郡智頭町三吉	稲 塚 一 郎
〃 一二二号	〃	〃 駒婦	大 橋 秀 男
〃 一二三号	〃 九月 七日	兵庫県多可郡中町鍛冶屋五二七番地	岸 本 米 太 郎
〃 一一四号	〃 十一月 五日	八頭郡八東町大字東	木 下 栄 男
〃 一一五号	〃 十二月 七日	〃 若桜町吉川	石 黒 正
〃 一一六号	〃	〃	中 石 義 治
〃 一一七号	〃	〃 八東町小別府	吉 村 嘉 翁
〃 一一八号	〃	〃 郡家町福地	高 坂 温 雅
〃 一一九号	〃	〃 市場	井 上 正 男
〃 一二〇号	〃	〃 宮谷	谷 口 儀 男
〃 一二一号	〃 八日	〃 船岡町船岡	高 木 幹 雄
〃 一二二号	〃	〃 下野五四六	山 口 孝 義
〃 一二三号	〃	〃 殿	山 根 寿 雄
〃 一二四号	〃	〃 智頭町大屋	福 安 忠 仁





鳥取県告示第二百二十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)第七條第二項の規定に基づき、昭和四十一年三月十五日鳥取県告示第二百二十二号をもつて設定した鶺ノ池鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第十八條の規定により告示する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	更新の存続期間及び面積
鶺ノ池鳥獣保護区	<p>日野郡日野町下黒坂地内国道五三号の藪津橋北詰山麓を基点とし、山麓を通る町道藪津橋下榎線にそつて北東に進み、黒坂発電所前を経て、日野町下榎蔵島神社前に至り、同所から町道根雨下榎線にそつて日野町安原の林道大谷線起点に至り、同点から林道大谷線にそつて北西に進み、日野郡溝口町と日野町の境界点にて、山道(旧二部村道) 芦谷線に接続し、同点から山道芦谷線にそつて北西に進み、溝口町大字福岡にて県道黒坂溝口線に至り、同所より県道黒坂溝口線にそつて南進し、溝口町と日野町の境界点矢倉峠を経て、日野町下黒坂井手ノ谷の大曲にて町道矢倉支線第一号の交差点に至り、同</p>	<p>昭和四十六年三月十六日から 昭和五十六年三月十五日まで 七三八ヘクタール</p>

点から町道矢倉支線第一号を南東に進み、同線と農道坂根線との交差点に至り、同点から農道坂根線を南東に終点まで進み、農道坂根線の終点から山林と耕地の境の歩道を南東に進み基点に至る線に囲まれた区域(鶺ノ池を含む。)

鳥取県告示第二百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字大谷字大峯七二八の二、七二八の三、字瓢葎山七一九の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 解除の理由  
林道敷地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十六号

一次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市岩倉字タイワ谷九二五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 選挙管理委員会規則

政党その他の団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

#### 鳥取県選挙管理委員会規則第一号

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県知事」を「鳥取県の議会の議員及び鳥取県知事」に、

「第二百一条の十第三項」を「第二百一条の十一第三項」に改める。

第二条中「第二百一条の八第二項の規定による」を「第二百一条の八第二項において準用する法第二百一条の五第三項又は法第二百一条の九第三項の規定により」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

表示板を紛失し、又は破損したためその再交付を受けようとする政党その他の政治団体は、県の委員会に対し、その理由を付して文書で申請しなければならぬ。

第五条第一項中「若しくは法第二百一条の七第二項」を「法第二百一条の七第二項」に、「又は法第二百一条の八第一項第四号」を「法第二百一条の八第一項第四号又は法第二百一条の九第一項第四号」に改め、同条第三項中「規定による確認書の提示」を「規定により交付を受けた確認書の提示」に、「鳥取県知事」を「鳥取県の議会の議員及び鳥取県知事」に、「第二百一条の八第二項の規定による」を「第二百一条の八第二項において準用する法第二百一条の五第三項又は法第二百一条の九第三項の規定により」に改める。

第五条の二中「鳥取県知事選挙」を「鳥取県の議会の議員及び鳥取県知事の選挙」に、「第二百一条の十第二項」を「第二百一条の十一第二項」に改める。

第六条中「第二百一条の十第四項」を「第二百一条の十一第四項」に改め、「第三号様式」の下に「又は第三号様式の二」を加える。

第七条第一項中「第二百一条の十第四項」を「第二百一条の十一第四項」に改め、同条第五項を削る。

第八条第一項中「若しくは法第二百一条の六第一項第五号」を「法第

二百一条の六第一項第五号」に、「又は法第二百一条の八第一項第五号」を、「法第二百一条の八第一項第五号又は法第二百一条の九第一項第五号」に、「第二百一条の十第八項」を「第二百一条の十一第八項」に改め、同条第二項中「第二百一条の十第二項」を「第二百一条の十一第二項」に改める。

第一号様式中「鳥取県知事選挙」を「何々選挙」に改める。

第二号様式の二中「鳥取県知事選挙」を「何々選挙」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式

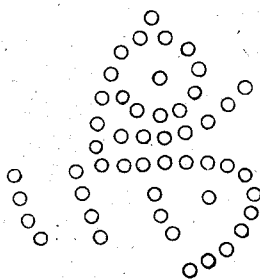


備考

鳥取県の議会の議員の選挙における検印には選挙区を表示する。

第三号様式の次に次の一様式を加える。

第三号様式の一



附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和三十年二月鳥取県選挙管理委員会告示第十四号（新聞又は雑誌を掲示することができる場所の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

「第二百一条の十三第一項」を「第二百一条の十四第一項」に改める。

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（公職選挙法による不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

「社会福祉法人敬仁会館 倉吉市余戸谷町三五六五」を「社会福祉法人敬仁会館 倉吉市余戸谷町三五六五」に改める。

敬仁会館 倉吉市余戸谷町三五六五  
倉吉市山根字大平五五

」に改める。